

福島県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

福島県農林水産部長

第1 目的

環境保全型農業直接支払交付金の実施は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）及び福島県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23農支第604号福島県農林水産部長通知。以下、「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものによることとする。

第2 対象活動

国交付等要綱別紙第1の4に規定する農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する取組及び要件は、以下のとおりとする。

1 全国共通取組

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組

国実施要領第4の1の(1)のアからウの要件をすべて満たすものとし、イの要件については、以下のとおりとする。

堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は、10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。

- (2) 5割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(2)のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

- (3) 5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(3)のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

- (4) 5割の低減と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(4)のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

- (5) 5割の低減と不耕起播種を組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(5)のアからウの要件をすべて満たすものとする。

- (6) 5割の低減と長期中干しを組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(6)のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

- (7) 5割の低減と秋耕を組み合わせた取組
国実施要領第4の1の(7)のアからウの要件をすべて満たすものとする。

- (8) 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組は、国実施要領第4の1の(8)の要件をすべて満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。なお、有機農業への転換期間中のほ場（国実施

要領第4の1の(8)(ウ)に規定する要件への転換を開始したほ場であって、国実施要領第4の1の(8)(ウ)に規定する要件に適合しないものをいう。)における取組も支援対象とする。(当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。)

2 地域特認取組

国交付等綱別紙第1の4の(9)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組は、5割低減の取組に以下の取組を組み合わせたものとし、要件は以下のとおりとする。

(1) 冬期湛水管理

冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

ア 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること

イ 集団的な取組を推進するために、市町村等が作成・公表した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。

(ア) 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること

(イ) 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置づけられていること

(ウ) 取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること

(2) 総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施

水稻のI PM実践指標に基づく管理を行い、除草剤を使用せず刈払い機等により畦畔を除草する取組と水稻収穫直後に耕耘(秋耕)を実施する取組を合わせた取組で、かつ以下のすべてを満たすもの。

ア 刈払い機等により畦畔を4回以上除草作業をする。

イ 水稻収穫直後、耕深5cm程度の耕耘(秋耕)を実施する。

ウ 福島県が定めるI PM実践指標のうち概ね8割以上実践する。

エ 他の直接支払で、畦畔除草に支援が行われていないこと。

(3) 総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除

りんご、もも、なし(西洋なし)の各I PM実践指標に基づく管理と、害虫の交尾期に交信攪乱剤により行う防除の取組を合わせた取組で、かつ以下のすべてを満たすもの。

ア 交信攪乱剤は、下表の農薬の使用基準に定める本数を設置すること。

イ 交信攪乱剤は、対象とする害虫の交尾阻害効果が期待できる適切な時期に設置されていること。(コンフューザーの対象害虫に効果をもたらす時期までに設置すること)

ウ 福島県が定めるI PM実践指標のうち概ね6割以上実践すること。

作物名	農薬名	設置本数(本/10a)	設置期間
りんご	コンフューザーR	100~120	成虫発生初期から終期

もも	コンフューザーMM	100～120	成虫発生初期から終期
なし、西洋なし	コンフューザーN	150～200	成虫発生初期から終期

(4) 炭の投入

炭の投入は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに、木炭、籾殻くん炭等の植物を炭化して製造した炭をほ場に施用する取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

ア 植物を炭化して製造した炭であって購入したものを使用すること。

イ 10アール当たり 50 キログラムまたは 500 リットル以上の炭を施用すること。

3 取組拡大加算

有機農業の取り組みの拡大に向けた活動（取組拡大加算）の取組は、国実施要領第4の1の（10）のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

4 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減の取組に係る低減割合の特例の設定

国実施要領別表2のとおり、以下の品目の特例を設定する。

(1) りんご（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(2) もも（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(3) なし（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(4) 西洋なし（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

第3 交付単価

第2の対象活動に係る国からの交付金に県および市町村が交付する交付金を加えた10アール当たりの交付単価は、別記1のとおりとする。

第4 交付額

(1) 県の交付金の交付に関する基本的考え方

県は、市町村が県の交付する交付金（国が交付する交付金を除く）と同額の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。

(2) 県の交付金の交付額の算定

ア 交付金の交付を受けようとする者（以下「農業者団体等」という。）の交付申請額の県の総額が交付金の県の予算額（以下「県の交付上限額」という。）を下回る場合、県の交付額は、別記1の単価に4分の1を乗じた額に対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。ただし、市町村の交付額が、これを下回る場合、市町村が交付する交付金の交付額と同額を交付するものとする。

イ 農業者団体等の交付申請額の県の総額が県の交付上限額を上回る場合、国実施要領別記3に定めるところに準じ、農業者団体等への県の交付金の交付額の調整を行うものとする。

ウ 国実施要領別記3による国の交付金の交付額の調整が行われた場合、国の交付額の2分の1の額を上限とし、県の交付額の調整を行うものとする。

第5 保管書類

農業者団体等は、国実施要領第9に基づき証拠書類を保管することとする。なお、同第9の1の(8)は、以下のとおりとする。

1 地域特認取組

(1) 冬期湛水管理

ア 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であることが分かる書類の写し

イ 有機質肥料購入伝票等の写し

ウ 漏水防止のために畦補強等が実施されたことが確認できる写真等(実施前後)

(2) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施

ア 写真による現況確認を行った場合は、その写真

イ IPM実践指標に基づく実施結果を記載したチェックシート

(3) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除

ア 写真による現況確認を行った場合は、その写真

イ 交信攪乱剤の購入状況が分かる購入伝票等の写し

ウ IPM実践指標に基づく実施結果を記載したチェックシート

(4) 炭の投入

ア 写真による現況確認を行った場合は、その写し

イ 炭の購入状況がわかる炭資材の購入伝票等の写し

第6 第三者機関

国交付等要綱第5の2及び国実施要領第15及び同第15に基づく第三者機関の業務は、福島県日本型直接支払交付金第三者委員会をもって執り行う。

附 則

この要領は平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要領は平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要領は平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月15日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月3日から施行する。

(別記1)

交付単価

1 交付単価（国、県、市町村の交付金の合計額）

	対象取組	交付単価 (10アールあたり)
全国共通取組	堆肥の施用	4,400円
	カバークロップ（緑肥）の作付け	6,000円
	リビングマルチ（緑肥） （うち、小麦・大麦等）	5,400円 (3,200円)
	草生栽培（緑肥）	5,000円
	不耕起栽培	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円
	有機農業 そば等雑穀・飼料作物以外 （うち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施） そば等雑穀・飼料作物	12,000円 (加算 2,000円) 3,000円
福島県 地域特認取組	冬期湛水管理	
	有機質肥料施用、畦補強等実施	8,000円
	有機質肥料施用、畦補強等未実施	7,000円
	有機質肥料未施用、畦補強等実施	5,000円
	有機質肥料未施用、畦補強等未実施	4,000円
	総合的病害虫管理(IPM)と組み合わせた畦畔 除草及び秋耕の実施※	4,000円
	総合的病害虫管理(IPM)と組み合わせた交信 攪乱剤による害虫防除	8,000円
炭の投入	5,000円	